

6つのまちの姿 多様な緑と水がつながり、快適な生活空間が広がるまち

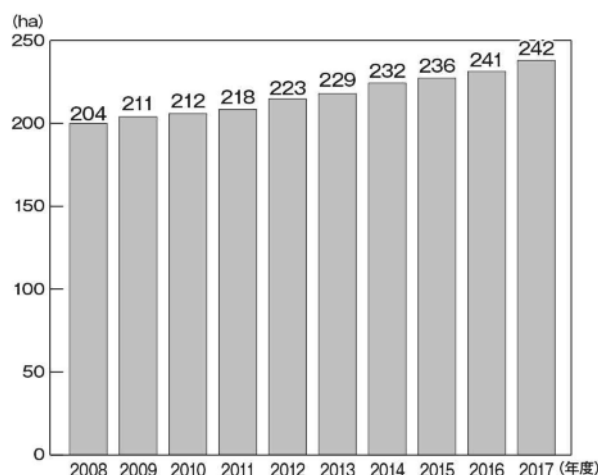
重点分野 緑の保全・創出・育成

重点課題 ①緑地の保全 ②農地の保全 ③公園緑地の整備
④協働による緑の保全・創出・育成の取組

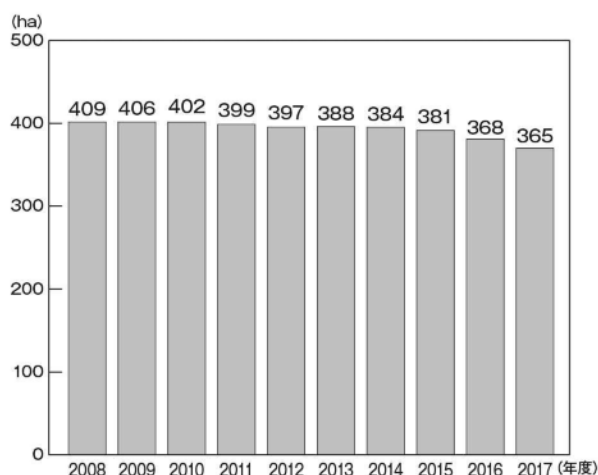
■重点目標・指標の達成状況と評価

重点目標・指標	達成状況	指標評価
① 緑地の保全：施策による緑地の保全面積※ ※特別緑地保全地区、緑の保全地域等、法・条例等により保全されている緑地面積 2017年度までに272ha（現状：211ha（2009年度））※※	特別緑地保全地区や緑の保全地域等の面積は、計242ha （対前年度：1ha増加、対基準値：少ない）	2
② 農地の保全：施策による農地の保全面積※ ※農業振興地域農用地区域内農地、生産緑地地区内農地、法・要綱等により設置された市民農園を含む農地面積 2017年度までに416ha（現状：406ha（2009年度））※※	農業振興地域農用地区域内農地や生産緑地地区内農地等の面積は、計365ha （対前年度：3ha減少、対基準値：少ない）	1
③ 公園緑地の整備：都市公園等※の整備面積 ※都市公園、臨海公園等 2017年度までに769ha（現状：716ha（2009年度））※※	都市公園や臨海公園等の整備面積は、計782ha （対前年度：6ha増加、対基準値：多い）	5
④ 協働による緑の保全・創出・育成の取組：公園管理運営協議会の発足数 2017年度までに1,000公園（現状：435公園（2009年度））※※	公園管理運営協議会の発足数は、549公園 （対前年度：8公園増加、対基準値：少ない）	2

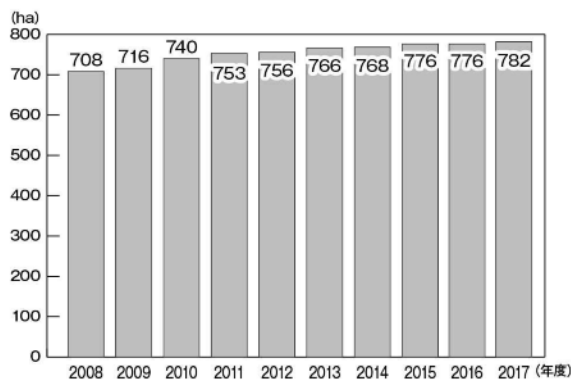
※※2008年3月策定の「川崎市緑の基本計画」に基づく目標数値



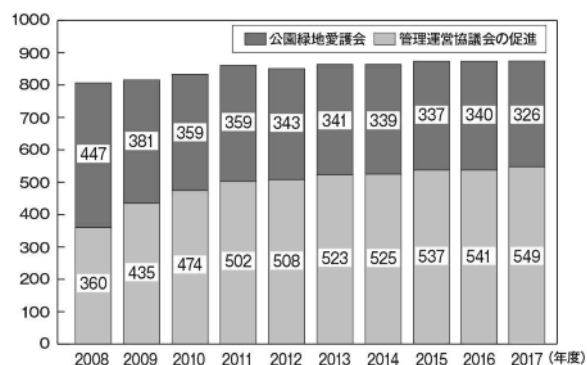
施策による緑地の保全面積



施策による農地の保全面積



都市公園等の整備面積



公園管理協議会等の推進

市の取組

実施状況

取組① 緑地の保全

●特別緑地保全地区*、緑の保全地域*、緑地保全地域等の指定やふれあいの森*（市民緑地）の設置の推進、緑地保全協定*の締結による緑地保全施策の推進

・特別緑地保全地区、緑の保全地域の指定等による良好な緑地保全の推進

特別緑地保全地区指定数は75か所、面積としては128.3haで前年度より0.24ha増加しています。

緑の保全地域指定は34か所で前年度と同様です。

保全緑地取得面積は104.8haで前年度より1.3ha増えています。

・緑地保全協定の締結の推進

緑地保全協定数としては123件と前年度より2件増加し、面積は1.11ha増えて72.18haとなっています。

●新たな緑地保全管理の検討・実施

・里山再生事業の推進

緑と農の3大拠点である麻生区黒川、岡上、早野地区の農業振興地域には、農地のまとまりのある樹林地が一体となった「農ある風景」が残されています。こうした風景を次世代に継承するための方策として、農業振興施策と緑地保全施策を始めとした関連施策と連携により推進しています。

黒川地区における黒川海道特別緑地保全地区においては、地元農業者との協働により緑地の整備、維持管理に取り組んでいます。

・様々な主体の参画による新たな保全緑地管理の検討

特別緑地保全地区及び緑の保全地域に指定された緑地は、将来に向けて良好な自然的環境を維持していくためには適切な管理が欠かせないことから、動植物の調査等を踏まえて管理のあり方を定める必要があります。

このため、市では地域住民等との協働により保全管理計画を作成し、下草刈りや竹林の伐採等、保全緑地の適正な維持管理を実践するために、これまでに29地区で保全管理計画を策定しました。

◇大学連携による緑地管理手法の構築

人と自然が共生する持続可能な里山環境を目指し、植物相による環境形成作用を高める管理手法の構築や、地球環境を踏まえた緑地機能の発信を効果的に行うため、玉川大学農学部、明治大学農学部、東京農業大学地域環境科学部と連携し、緑地の多様な自然環境の維持、再生についての研究を進めるためのフィールドとして特別緑地保全地区を提供しています。

①植物、動物の育成・再生を生態学的な見地から研究を試み保全緑地での管理手法を見出す。

②里山と人との共生、自然における人為的・科学的な関わりを見出す。

③大学の社会貢献の発信によって、環境学習機会を高め次世代を担う子供たちの育成を目指す。

取組② 農地の保全

●生産緑地地区*の指定の推進

・生産緑地地区の指定と活用の推進

市街化区域*内にある農地等がもつ農業生産活動等に裏付けられた緑地機能に着目して、公害の防止又は防災、農林漁業と調和した都市環境の保全などに役立つ農地等を生産緑地地区として計画的に保全して良好な都市環境の形成を図っています。

2017年度現在、生産緑地地区は、1,759か所、面積は276haです。都市における農地は、農業生産の場であるだけでなく、広々とした空間と美しい緑の景観機能、多様な生物が息できる環境機能、災害時の避難を助け、被害の拡大を防ぐ防災機能、土に親しみ農を楽しむレクリエーション機能など、多面的な機能を有します。

こうした農地の保全・活用を図るため、環境保全型農業や地産地消の推進などにより、かわさきの農業を振興するとともに、市民の農への参加・参画を進め、農ある風景を保全していきます。

●市内農地の活用による保全

・都市農地の多面的な機能の活用

麻生区黒川地区をはじめとした農業振興地域における地域資源を活用してグリーン・ツーリズムを推進するとともにそれに必要な環境整備を行います。また、グリーン・ツーリズム推進の拠点として農業情報センターをセシサ川崎農業協同組合と共同運営します。さらに早野地区では早野里地里山づくり推進計画に基づき、地元活動団体との協働事業を実施するなど、地区の活性化を図ります。

●環境保全型農業の推進

・農薬や化学肥料を節減した栽培の奨励等による環境保全型農業等の促進

「川崎市環境保全型農業推進方針」に基づき実証展示栽培、慣行レベルより農薬使用を節減した栽培への助成、技術講習会等を実施しています。

●農を知る機会と参加する仕組の充実

・市民農園等による農体験を通じた都市農地の活用

「土」に親しみ「農」とふれあうという市民ニーズに応え、多くの市民が生活の中で「農」を知り「農」を体験できる環境整備を推進しています。2017年度末時点で市内6か所に市が開設する市民農園*があり、農家開設型の体験型農園*(11か所)やファームリング農園(40か所)等も含め、運営や開設の支援を行っています。また「花と緑の市民フェア」や「畜産まつり」、「ファーマースクラブ」など、各種「農」イベントの開催を通じて、多くの市民が「農」に親しみ、理解を深める機会を提供しています。

取組③ 公園緑地の整備

●大規模公園緑地の整備推進

・地域特性や自然を活かした魅力ある大規模公園の整備の推進

「生田緑地」は、多摩丘陵の豊かな自然環境を背景に、花とみどりの文教施設の要衝として、緑の保全と活用、生態系の保全に配慮した整備の推進を図っています。

「等々力緑地」は、スポーツ・文化の拠点として、施設の充実を図るとともに、みどり豊かなやすらぎとなる公園に向けて、整備の推進を図っています。

「菅生緑地」は、自然環境の保全、都市景観の向上、緩衝緑地帯などの機能を目的とすると同時に、レクリエーションの場や、環境教育・学習の場となるよう整備の推進を図っています。

●歩いていける身近な公園の整備推進

・街区公園、近隣公園等の身近な公園の整備

歩いて行ける身近な公園の整備については、今後も近隣の公園の設置状況を勘案しながら、関係局と連携を図るとともに、地権者の理解と協力を得て整備を進めていきます。

●リフレッシュパーク整備事業の推進

老朽化した近隣・地区公園を市民参画により整備計画を策定し、新たな公園に再生しています。

●基幹的広域防災拠点として東扇島東公園の有効活用

東扇島東公園は、大規模災害時に国の基幹的広域防災拠点として、東京都の有明の丘と相互補完し一体的に機能を発揮する施設です。東公園では、緊急物資等の仕分けや保管、さらには海上・陸上や河川を利用した緊急物資輸送などに対応します。

多目的広場、人工海浜、バーベキュー広場などが整備され、平常時は港に集う人々の憩いと潤いの場として利用されています。

取組④ 協働による緑の保全・創出・育成の取組

●多様な主体による公園管理の促進

・街区公園等身近な公園の地域住民による維持管理活動の推進

公園緑地愛護会により行われている公園及び緑道緑地の清掃・除草等の日常的な維持管理作業に加えて、樹木の剪定、軽易な公園施設等の維持管理や公園緑地の利用調整も行う「管理運営協議会」を新たに組織し、公園緑地愛護会から管理運営協議会への移行を進め、市民との協働による公園緑地の地元管理の推進を図っています。

2004～5年度のモデル実施を経て2006年度から本格実施し、2018年3月末現在549公園で結成されており、今後も設置を進めていきます。

●公園緑地の適切な管理と有効活用

・公園利用ガイドブックの作成による公園の適正な利用への普及・啓発

ホームページ上で遊具の安全な遊び方についての普及・啓発に取り組んでいます。

・公園の利用や運営を考慮した公園の適正な維持管理

剪定、刈込、除草等の管理活動を実施しました。